森ノ宮医療大学における研究活動上の不正行為に関する規程

平成24年12月18日制定 平成27年4月1日改定 平成28年9月20日改定 平成29年4月1日改定 令和元年9月26日改定 令和3年2月16日改定

(目的)

第1条 この規程は、森ノ宮医療大学(以下「本学」という。)における研究活動において、不正行為 防止および不正行為が生じた場合の措置等に関し、必要な基本的事項を定めるものとする。

(責任者)

第2条 本学研究活動における不正行為に対応するための最高管理責任者を学長とし、統括管理責任者 を研究支援センター長とする。

(定義)

- 第3条 この規程において「不正行為」とは、原則として「特定不正行為」とする。「特定不正行為」 は故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など 発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。
 - (1) 捏造:存在しないデータ、研究結果等を作成すること
 - (2) 改ざん:研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
 - (3) 盗用:他の研究者等のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語等を当該研究者等の了解又は適切な表示なく流用すること。研究内容、手法又は結果等を適切な手続きを経ず流用する行為。
- 2 以下に定める「特定不正行為」以外の不正行為に関して、内容または最高管理責任者の判断により、「特定不正行為」に準じ本規程に定める措置をとることができる。
- (1) 不適切なオーサーシップ:論文等の著作者が適正に公表されない行為
- (2) 二重投稿:印刷物あるいは電子媒体を問わず、既に出版された、ないしは、他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為
- (3) 人権等の侵害:研究活動に関わる者の人権、プライバシーその他の権利利益を侵害する行為
- (4) その他:研究経費の不適切な請求・執行行為若しくは、利益相反の観点から不適切と判断される行為、その他、社会通念上不適切と判断される行為等
- 3 この規程における「研究者等」とは、本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設 や設備を利用して研究に携わる者とする。

(研究倫理教育責任者の配置)

- 第4条 本学に研究倫理教育責任者を配置する。
- 2 研究倫理教育責任者は、本学における研究倫理教育について実質的な責任と権限を有し、本学研究 活動に関わる者を対象にした定期的な研究倫理教育に取り組まなければならない。
- 3 研究倫理教育責任者は学長指名とする。

(メンターの設置)

- 第5条 メンターを研究支援センターに設置する。
- 2 メンターは、若手研究者等の研究倫理・それを基盤とする自立した研究活動の遂行・適切な研究室 運営・外部資金獲得等に対する広範な支援・助言等を行う。

(研究者等の責務)

- 第6条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者等、研究支援人材および研究支援業務担当部署は、本規程の定めにて実施する研究倫理教育 及びその他研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察のノート、実験データその他の研究資料等を一定期間に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(研究データの保存・開示)

- 第7条 資料(文書、数値データ、画像等)の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。なお、保管スペースの制約などやむを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。
- 2 試料(実験試料、標本等)や装置など「もの」については、当該論文等の発表後、5年間保存することを原則とする。ただし、保存・保管が困難なものや、保存に多大な費用がかかるものについてはこの限りではない。
- 3 最高管理責任者は本学所属研究者に対して必要な場合に研究データを開示することを義務付ける。

(相談・告発受付窓口の設置)

- 第8条 森ノ宮医療学園内部監査室に研究活動における不正行為に関する相談・告発受付窓口(以下「窓口」という。)を設置する。
- 2 窓口の設置場所は本学とする。相談・告発の受付方法については原則として電子メール等の文書とするが、相談・告発者合意のもとで録音した場合は電話や口頭により受け付けるものとする。また、 名称、設置場所、受付方法、および連絡先については別途本学内外へ公表するものとする。

- 3 窓口は、申立者及び情報提供者等の人権、個人情報等を保護しなければならない。
- 4 窓口は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 研究活動における不正行為に関する告発、または告発の意思を明示しない相談の受付
- (2) 提供情報の整理、最高管理責任者及び統括管理責任者への取次ぎ
- (3) 判定結果の通知
- 5 受付者は自己と利害関係を持つ事案について関与してはならない。
- 6 窓口の責任者は、森ノ宮医療学園内部監査室室長とする。
- 7 窓口に通報された相談・告発の取扱いは別に細則に定める。

(予備調査・予備調査委員会)

- 第9条 最高管理責任者は、第8条に係る告発に対して予備調査を実施することができる。
- 2 最高管理責任者は、予備調査を実施するため、予備調査委員会を置く。
- 3 予備調査委員会は、統括管理責任者が委員長、委員長が指名する教職員複数名で組織する。 ただ し、統括管理責任者が当事者または利害関係者であった場合は、最高管理責任者が指名する者をもっ て組織するものとする。
- 4 予備調査委員会は、告発された特定不正行為が行われていた可能性、告発の際示された科学的合理性のある論理性、告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬などの研究成果の事後の検証を可能とするものについての合理的な保存期間を超えるか否かなどの告発内容の合理性、調査可能性を検証し、本調査をすべきか否かを判断するものとする。
- 5 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置を とることができる。
- 6 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取り下げに 至った経緯・事情を含め、本調査をすべきか否かを判断するものとする。
- 7 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知する。この場合、委員会は予備調査に係る資料を保存し、その事案に係る告発者の求めに応じ開示するものとする。
- 8 予備調査委員会は、調査の終了後、直ちに当該調査結果に不正行為該否の意見を附して、最高管理 責任者及び窓口に報告しなければならない。
- 9 告発によらない研究不正行為の疑いを認知し、相当の信頼性のある情報に基づき特定研究不正行為があると疑われる場合は、告発に準じた措置をとることができる。
- 10 予備調査委員会の庶務は、研究支援業務担当部署で行うものとする。

(本調査・特別調査委員会)

- 第10条 第9条の予備調査の結果により研究不正行為の可能性があると判断された場合は、最高管理 責任者が委員長となり、特別調査委員会を組織し、本調査を実施しなければならない。
- 2 本調査実施の決定は告発を受け付けた後30日以内を目安とする。
- 3 特別調査委員会に関する必要な事項については別の規程に定める。

(懲戒)

第11条 研究不正行為と判定された調査対象者への懲戒の取扱いは、就業規則における懲戒規程に準拠するものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、研究活動上の不正行為への措置等に関し必要な事項は、別に 定める。

附則

- 1 この規程は平成24年12月18日から施行する。
- 2 この規程は平成27年4月1日から施行する。
- 3 この規程は平成28年9月20日から施行する。
- 4 この規程は平成29年4月1日から施行する。
- 5 この規程は令和元年9月26日から施行する。
- 6 この規程は令和3年4月1日から施行する。